２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁護士法人三宅法律事務所に預託した金員の残額を弁済原資総額とし、一般債権額により按分して各債権者に対する弁済総額を算定する。
⑵　一般債権者は、前項の支払を受けたときは、特別清算会社に対するその余の債権をすべて放棄する。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権者のうち下記の債権者が有するものをいう。
記
①　株式会社ビッツ
②　山出孝一郎
③　株式会社アートフォート
④　大澤　金三
⑤　藤田　和彦
⑥　株式会社オオサワ
以上
２　関連会社債権についての免除
関連会社債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
大津地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第４号
千葉県木更津市かずさ鎌足２丁目３番地９
再生債務者　株式会社かずさアカデミアパーク
１　決議に付する計画案　平成22年８月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年10月14日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年10月６日まで
平成22年８月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再）第３号
山口県下関市宝町32番13号
再生債務者　恭井建設株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年５月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年10月28日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
４　書面投票期間　平成22年10月27日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年10月20日
平成22年８月24日　山口地方裁判所下関支部

平成２２年（再）第１号
宮崎市千草町４番17号
再生債務者　アイ・シー・カード株式会社
１　決議に付する計画案　平成22年８月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月24日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年９月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年９月14日
平成22年８月20日　宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
福島県いわき市植田町中央３丁目３番地の１
再生債務者　協同組合植田ショッピングセンター
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画が遂行された。
平成22年８月24日
福島地方裁判所いわき支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第３号
神奈川県藤沢市遠藤2009番地７
再生債務者　ゼネラル神奈川綜合開発株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　横浜市中区住吉町１丁目２番地スカーフ会館５階　よこはま第一法律事務所
弁護士　桑原　康孝
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年８月24日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２１１号
千葉県市川市須和田２丁目25番１号
再生債務者　福島　清光
１　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月28日から平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第１９０号
さいたま市西区大字指扇領別所272番地１
再生債務者　遠藤　　誠
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月29日から平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１３３号
埼玉県川越市大字木野目89番地８
再生債務者　出井　法雄
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月29日から平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１３７号
埼玉県所沢市小手指町３丁目32番地の３　プラザパビヨンＢ―102
再生債務者　石田　正典
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月29日から平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１３８号
埼玉県富士見市羽沢１丁目10番17号　杉浦方
再生債務者　笠井　裕子
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月29日から平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第２１８号
千葉県船橋市行田３―１―13―110
再生債務者　飯生　清隆
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月29日から平成22年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第２２７号
千葉県船橋市夏見４丁目32番６号
再生債務者　高野　俊一
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月29日から平成22年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係